

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

幌加内町は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項

介護保険関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

幌加内町長

公表日

平成27年7月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法に則り、被保険者に対する介護給付及び65歳以上の第1号被保険者に対する賦課・徴収を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①資格管理 ②保険給付 ③保険料の賦課・徴収 ④受給者管理
③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、受給者情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の68の項並びに介護保険法
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[未定] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、117の項)及び「特別徴収額の通知事項に関する情報」(95の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による事務」が含まれる項(93、94の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長	保健福祉課長 中河 滋登
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課庶務係 〒074-0492北海道雨竜郡幌加内町字幌加内4699番地 TEL0165-35-2121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務課情報管理係 〒074-0492北海道雨竜郡幌加内町字幌加内4699番地 TEL0165-35-2121

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年6月23日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年6月23日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

変更箇所

[illegible]